

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	長期優良住宅普及の促進に関する法律	法令の番号	平成20年法律第87号						
許認可等の種類	長期優良住宅建築等計画の認定	根拠条項	第6条第1項						
審査基準	<p>第六条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <p>一 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。</p> <p>二 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。</p> <p>三 建築をしようとする住宅が良好な景観その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。</p> <p>四 前条第一項又は第二項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。</p> <p>ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>五 前条第三項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を三十年以上にわたり良好な状態で使用するため適切なものであること。</p> <p>ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>六 その他基本方針のうち第四条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。</p>								
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	2日	NO	